

民法 (配点 60 点)

【出題趣旨】

設問 1 (配点 40 点)

売買契約を詐欺を理由に取り消した後、詐欺者が目的物を第三者に譲渡した事案における、詐欺取消者と第三者との法律関係を問うものである。詐欺取消の要件該当性、取消の意思表示の効果発生時期、詐欺取消の効果などについて条文に即して説明した上で、96条3項の「第三者」の解釈を行うことができているか、そのうえで、取消後の第三者との法律関係についての検討をすることを求めている。96条3項の「第三者」の解釈については最判昭和49年9月26日民集28巻6号1213頁(百選23)、取消後の第三者との関係については大判昭和17年9月30日民集21巻911頁(百選51)の理解を踏まえた検討をすることを求めている。特に、復帰的物権変動による説明を行う場合には、遡及効からすれば論理的には無権利の法理が妥当すべきところ、なぜ復帰的物権変動を観念することができるのかを適切に説明する必要がある。

設問 2 (配点 20 点)

詐欺取消後の第三者から更に譲渡を受けた者と詐欺取消者との間の法律関係を問うものである。WがZから所有権を取得しているか、取得していると考えた場合はXとの法律関係をいかに解するかが検討される必要がある。

設問1においてXとZが対抗関係に立つと考えた場合、Xは取消による所有権の復帰(復帰的物権変動)について、すでに登記を具備したZに対抗することはできないが、Wとの関係でもなお対抗関係に立つのか(相対的構成)、それともZに物権変動を対抗し得ない以上はXは確定的に所有権を喪失し、Zの承継人には所有権を主張できないのか(絶対的構成)等を検討する必要がある。

仮にXとWとの関係が対抗関係にあると考えた場合(相対的構成)は、Wの主観的事情が対抗関係の優劣に影響をおよぼすかどうかの検討も必要となる。

なお、当然のことながら、設問1との整合性が採られていなければならない。

以上